

市原警察署犯罪被害者支援だより

1 犯罪被害者支援とは

犯罪被害者やそのご家族・ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪により生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。さらに、警察への届出や裁判への参加・傍聴、各種申請手続等、被害直後から様々な対応が必要となる上、時には配慮に欠けた言動等の二次的被害に苦しめられるなど、犯罪被害者等が抱える負担は計り知れません。犯罪被害者等が被害から立ち直り、再び平穏な生活を送れるようになるには、国、県、市町村、民間支援団体、弁護士会等が連携して、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を途切れることなく行うとともに、犯罪被害者等支援の重要性などを多くの県民が理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていくことが必要です。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

2 寄付のお礼

当署のロビーには犯罪被害者への支援の一環として、被害者支援団体向けの募金箱を設置しております。昨年度中に頂いた募金は、公益財団法人犯罪被害救援基金に24,741円、公益社団法人千葉県犯罪被害者支援センターに3,274円に送金いたしました。今年度も引き続き募金箱を設置しておりますのでみなさまの協力をお願いします。



3 市原市に犯罪被害者支援条例の制定を！

犯罪被害者等基本法では、犯罪被害者等の支援は地方公共団体の責務とされています。市町村は犯罪被害者等が生活していく上で必要な行政サービスを担当しており、また最も身近な行政機関であるので、犯罪被害者等のニーズをいち早く把握し、機動的な支援を行うことが出来ると期待されています。

これらの支援を確実に行うためには、支援に必要な項目や予算をあらかじめ定めておくことが望ましいところです。また、支援の根拠となる条例等制定の有無等で、市町村間の格差が生じないようにするためにも、犯罪被害者等支援に特化した条例等の制定が必要になると考えられます。

令和6年3月末現在、千葉県内では、印西市、鎌ヶ谷市、香取郡神崎町、匝瑳市、香取郡多古町、千葉市、成田市、松戸市、四街道市の9市町で制定済みですが、市原市では制定されていません。

市町村の条例制定のためには、市民のみなさまの理解や支持が不可欠です。市原市に犯罪被害者支援条例を制定することに対するご理解とご協力をお願いします。